

第6章 受水槽等

- ◆ 受水槽を設置するにあたっては、下記の基準とともに、「燕・弥彦総合事務組合貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」に適合するよう努めること。

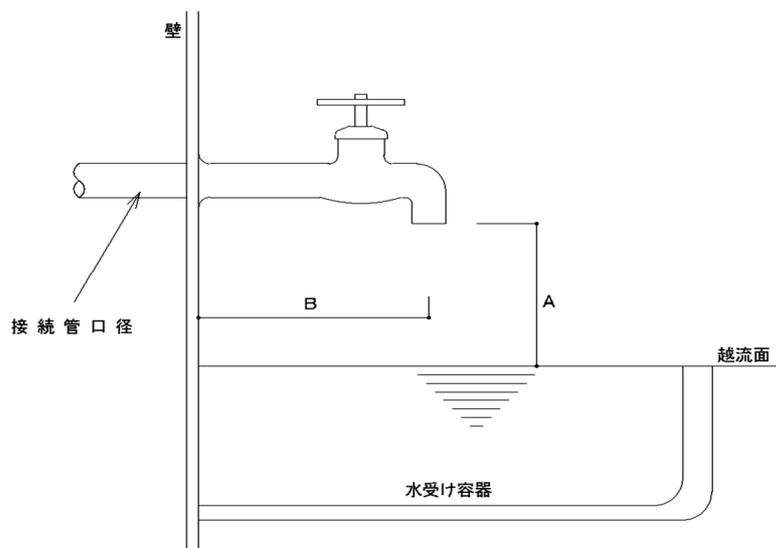
関連事項

- ・下記の基準、及び燕・弥彦総合事務組合貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱に適合するかの判定は、別冊の「様式集」にある「受水槽の設置にかかる指針等適合判定書」を活用のこと。

1. 受水槽の設置にかかる基準

器具名等	条件	設置・取付け位置	構造・仕様等
水槽本体	—	・次のア～ウを満たすこと。 ア. 換気がよい場所 イ. 維持管理の容易な場所 ウ. し尿浄化槽、下水等の汚染源に近接しない場所	・道路より低い位置に設ける場合は、雨水、及び汚水の流入を防止するような構造とすること。 ・地下に設置する場合は、流入管を立上げ（地上から1.5m以上を標準）、頂上部に真空破壊装置を取付けること。
吐水口	—	—	・口径は水道メーターの口径より大きくしないこと。
ボールタップ	・吐水口径 φ13～φ20 ・上記以外	・点検修理に便利な場所を選定し、その近くにマンホールを設置すること。	・複式ボールタップによる入水とすること。
マンホール	—	・ボールタップ付近	—
定水位弁 (副弁付き)	・吐水口径φ25以上	—	・水撃作用を防止する。
定流量弁 (流量調節弁)	・口径φ40以上の水道メーターを使用する場合	・給水管	・流量過大を防止する。
ウォーターハンマー防止器	・吐水口径φ25以上	・定水位弁の上流	・容積、型式の選定、及び設定空気圧は、機器の計算式により決定すること。 ・水撃作用を防止する。
防波装置	・吐水口φ25以上 ※φ20以下でも必要に応じ取り付ける。	—	—
水栓（直圧）	—	・受水槽入口のバルブ一次側	・1箇所設置すること。
逆流防止装置	—	・受水槽入口のバルブ二次側	—
真空破壊装置 (バキュームブレーカー)	・受水槽を地下に設置する場合	・流入管の頂上部	・真空状態を防止する。

2. 受水槽等に給水する場合の吐水口空間（口径φ25以下の場合）



口径	A 越流面から吐水口の中心 までの垂直距離	B 近接壁から吐水口の中心 までの水平距離
φ13以下	25mm以上	25mm以上
φ13超φ20以下	40mm以上	40mm以上
φ20超φ25以下	50mm以上	50mm以上

※1 浴槽に給水する場合、Aは50mm未満であってはならない。

※2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽、事業活動に伴い洗剤または薬品を入れる水槽、及び容器に給水する場合、Aは200mm未満であってはならない。

※3 上記の※1、2は、給水用具の内部の吐水口空間、及び吐水口一体型給水用具には適用しない。

☞吐水口一体型給水用具とは

- ・水受け部と吐水口が一体の構造であり、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具。

3. 作成・提出する図面等

- (1) 貯水槽給水施設設置届出書
- (2) 貯水槽給水施設変更（廃止）届出書
- (3) 受水槽以下の給水施設台帳
- (4) 防錆剤使用届出書
- (5) 防錆剤等変更（停止）届出書
- (6) その他
 - ① 平面図
 - ② 立面図
 - ③ 詳細図
 - ④ 受水槽容量計算書

☞関連事項

- ・各種様式は、別冊の「様式集」を参照のこと。
- ・用いる文字、記号、色等は第11章（22ページ）を参照のこと。